

事務連絡
平成31年2月22日

都道府県・指定都市・中核市
動物愛護管理主管部（局）御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

食鳥処理場への鶏の計画的な出荷について

日頃より動物愛護管理行政の推進につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づく産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭和62年10月9日総理府告示第22号）において、下記のとおり規定されているところです。

今般、標記について、別添のとおり、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長及び食肉鶏卵課長より連名で通知がありましたので、お知らせするとともに、必要に応じて関係部局との連携等ご対応方よろしく申し上げます。

記

産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭和62年10月9日総理府告示第22号）

第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持

- 5 管理者及び飼養者は、その扱う動物種に応じて、飼養又は保管する産業動物の快適性に配慮した飼養及び保管に努めること。

第4 導入・輸送に当たっての配慮

- 3 産業動物の輸送に当たる者は、その輸送に当たっては、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めるとともに、産業動物による事故の防止に努めること。

30 生畜第 1 4 9 6 号
平成 31 年 2 月 22 日

環境省自然環境局
総務課長 殿

農林水産省生産局畜産部
畜産振興課長
食肉鶏卵課長

食鳥処理場への鶏の計画的な出荷について

このことについて、都道府県に対し養鶏業者等関係者への周知を別紙 1 のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長に対し食鳥処理場への周知を別紙 2 のとおり依頼することとしました。

ついては、貴職におかれても、都道府県等の関係部署等に対し周知いただくよう、よろしく申し上げます。

写

30 生畜第 1 4 9 6 号
平成 31 年 2 月 22 日

北海道農政事務所長
地方農政局生産部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 殿

(農林水産省) 生産局畜産部
畜産振興課長
食肉鶏卵課長

食鳥処理場への鶏の計画的な出荷について

標記の件につき、平成 30 年 3 月 26 日付け 29 生畜第 1114 号及び平成 30 年 11 月 15 日付け事務連絡において、貴管内の都道府県に対する養鶏業者等関係者への周知依頼をお願いしたところです。

昨今の鶏卵価格の低迷により、今後、養鶏業者からの成鶏の出荷が増加することが見込まれていることから、仮に、食鳥処理場への出荷が過度に集中し、食鳥処理業者等において、輸送の過密化や食鳥処理場での保管の長時間化を余儀なくされた場合、関係法令等に定める保管基準等の適切な遵守に支障を来すことが懸念されます。

また、先般、厚生労働省が実施した食鳥処理業者に対する調査において、一部の食鳥処理業者から、養鶏業者に出荷を依頼している立場であるため、計画的な出荷の協力依頼が困難である旨の回答もあったところです。

については、貴管内の都道府県に対し、食鳥処理場への出荷に当たっては、養鶏業者と食鳥処理業者が調整の上、関係法令等に留意しつつ、計画的に出荷するとともに、養鶏業者は、食鳥処理場から計画的な出荷を求められた場合は積極的に協力すべき旨、改めて養鶏業者等関係者への周知依頼をお願いします。

[参考]

- ・ 産業動物の飼養及び保管に関する基準(昭和 6 2 年 1 0 月 9 日総理府告示第 2 2 号)
 - 第 3 産業動物の衛生管理及び安全の保持
 - 5 管理者及び飼養者は、その扱う動物種に応じて、飼養又は保管する産業動物の快適性に配慮した飼養及び保管に努めること。
 - 第 4 導入・輸送に当たっての配慮
 - 3 産業動物の輸送に当たる者は、その輸送に当たっては、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めるとともに、産業動物による事故の防止に努めること。

- ・ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年6月29日厚生省令第40号）

別表第3

二 食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の衛生的取扱い

イ 生体の受入れ

- （1） 食鳥処理をしようとする食鳥の集荷に当たっては、異常なものの排除に努めるとともに、生体の健康の保持に留意して輸送すること。

写

30 生畜第 1 4 9 6 号

平成 31 年 2 月 22 日

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課長 殿

農林水産省生産局畜産部
畜産振興課長
食肉鶏卵課長

食鳥処理場への鶏の計画的な出荷について

このことについて、都道府県に対し養鶏業者等関係者への周知を別紙のとおり依頼することとしました。

ついては、貴職におかれても、都道府県等の関係部署等に対し、周知いただくようよろしくお願いします。

なお、平成 30 年 11 月 7 日付け薬生食監発 1107 第 8 号において通知のあった食鳥処理場における鶏の保管状況に関する調査の結果においては、遠方の養鶏業者から集鳥した場合は集鳥当日に処理できない、休日の集鳥作業員の確保が困難であるため鶏の保管時の滞留時間が長くなる、鶏の保管時の滞留による汚染を重要視していない等、養鶏農家では改善できない回答がありました。

このため、都道府県等の関係部署等への周知に当たっては、他の食鳥処理場での優良事例を紹介するなど、前述の鶏保管時の問題が解消されるよう、必要に応じて指導方願います。